

		<p>て研究開発を推進。研究開発の進捗状況を把握し助言を行うため、評価委員が参加する進捗報告会や、P0 等がサイトビジットを実施し、実用化に向けて必要に応じて研究開発計画の見直しを行った。また、昨年に引き続き、成果発表会も実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ACT-M については、P0 に加え、各研究開発課題の専門に近い有識者を推進アドバイザーとして委嘱し、サイトビジットや進捗報告会に参加いただいた。こうしたサイトビジット等の機会で、P0 や評価委員、推進アドバイザーの助言により研究開発の見直しを適切に実施し、事後評価において高い評価を得る等、研究開発推進の改善に努めた。 ・平成 27 年度に採択された AMED・ACT-M 研究開発課題「プロジェクションマッピングによる近赤外画像の可視化とリアルタイムナビゲーションによる手術システムの開発」の研究成果に基づき、三鷹光器株式会社、京都大学、パナソニック株式会社がプロジェクションマッピングの技術を応用した手術支援システム「Medical Imaging Projection System：MIPS(ミップス)」を開発した。MIPS は、医薬品医療機器等法に基づき、令和元年 11 月 20 日に「一般名称：ICG 蛍光観察装置」としてクラス II 医療機器の製造販売承認を取得した。今後、まずは国内での販売が予定されている。 <p>■研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMED・研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）は、JST から移管された事業であり、産学連携体制による実用化に向けた研究開発を支援。継続中の 4 課題のうち 3 課題は、外部評価委員による事後評価等を実施した。これにより、JST から移管した A-STEP88 課題のうち 87 課題が終了した。 ・ステラファーマ株式会社は、AMED・A-STEP の開発課題「ホウ素中性子捕捉療法に用いるホウ素薬剤」の成果に基づいた、ホウ素中性子捕捉療法（Boron Neutron Capture Therapy、以下 BNCT）用ホウ素薬剤「ステボロニン®点滴静注バッグ 9000 mg/300 mL」（一般名：ボロフアラン（¹⁰B））について、2020 年 3 月 25 日に「切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌」を効能・効果として製造販売承認を取得した。 <p>頭頸部癌とは、頭蓋底から鎖骨までの範囲（耳、鼻、口、あご、喉など）にできる癌である。頭頸部の各臓器は日常生活に欠かせない重要な機能を担っているため、頭頸部癌に対しては、治療による癌の制御だけでなく、治療後の機能障害を最小限に抑えられる治療法の確立が求められていた。BNCT は、正常細胞への影響が少なく、癌細胞をピンポイントに死滅させる治療法であり、周辺の組織・機能を温存しつつ、癌を制御することが期待できる。</p> <p>本製剤の開発においては、平成 29 年 4 月には厚生労働省より「先駆</p>	
--	--	---	--

			<p>け審査指定制度」の対象品目に指定されるなど、大阪府立大学とともに産学連携で開発を進めてきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> AMED・A-STEP 起業挑戦タイプにて支援した研究開発課題「柔軟メカニズムによる小型・軽量・安価な手指運動の日常動作支援およびリハビリテーション装置の上市による新たなロボット市場創出」による九州大学の成果を元に設立された企業「株式会社メグウェル」は、今年度に AMED・医工連携事業化推進事業に帝人ファーマ株式会社等と申請し、課題名「慢性期脳卒中を対象とした小型・軽量・安全・安価な手指リハビリロボット」として採択された。これまで A-STEP による起業準備、研究開発の支援後、関連課題が AMED・ACT-M による研究開発支援を受け、ベンチャーとしての基盤を固め、今回採択された医工事業化推進事業では事業化に向けた開発を推進する。 <p>■8K 等高精細映像データ利活用研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 8K 内視鏡システムの医療上の有用性の検証及び高精細映像データの利活用による医療の質の向上等に関する研究について、平成 30 年度は、平成 29 年度からの継続研究開発課題（1 件）について、試作品を用いて 25 件のヒト臨床試験を実施した。 また、8K 等高精細映像データ利活用研究事業／高精細映像データの収集・解析を通じて内視鏡診療支援を行う医用人工知能システムの研究について、平成 30 年度は、平成 29 年度からの継続研究開発課題（1 件）について、支援課題に関する成果として、腫瘍性病変検出感度 85% を達成した。 <p>■リバーストランスレーショナルリサーチ等による循環型研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度から「再生医療実現拠点ネットワークプログラム（技術開発個別課題）」のなかで、リバース・トレーショナル・リサーチに係る公募を実施している。平成 30 年度は 1 課題を採択したが、令和元年度は該当者なかった。 	
			<p>■革新的先端研究開発支援事業 (AMED-CREST、PRIME、LEAP)</p> <ul style="list-style-type: none"> 推進中の研究開発課題について、研究開発の進捗状況を把握し、研究開発計画への助言・修正を行うため、PS を中心にサイトビジット 54 件、領域会議 13 件を実施するとともに、5 領域の 52 課題について中間・事後評価を、4 領域について領域の中間・事後評価を実施した。さらに研究開発の加速や領域内の連携促進のため、総括裁量経費による研究費の追加配賦を行った。 令和元年度新規の研究開発領域「健康・医療の向上に向けた早期ライフステージにおける生命現象の解明」を設定した。本新規領域と既存 	<p>【革新的先端研究開発支援事業 (AMED-CREST、PRIME、LEAP)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別課題の進捗管理を着実に行うとともに、サイトビジット・助言等を行うことで、PS、PO を中心としたマネジメントを実施した。また、課題、領域、事業とそれぞれのレベルにおいて PDCA サイクルを確実にまわした。ま

		<p>の 2 領域（「全ライフコースを対象とした個体の機能低下機構の解明」（平成 29 年度設定）、「生体組織の適応・修復機構の時空間的解析による生命現象の理解と医療技術シーズの創出」（平成 30 年度設定））について公募を行い、AMED-CREST 及び PRIME の総計で 521 件の応募があり、事前評価会による審査を経て、42 件の研究開発課題を採択した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度および令和元年度に新たに設置された AMED-CREST 領域において、国際水準のピア・レビューを行うため、事前評価における海外レビュー（外国の研究機関に所属する外国人又は日本人の専門家その他これに準ずる者）の導入を行った。101 件の提案に対し、海外レビュー 39 名による書面審査を実施した。また、その際に見出された問題点や改善点について AMED の役員および事業担当部署に共有した。 ・AMED-CREST, PRIME の研究代表者に対し、ヒト検体サンプルへのニーズやバイオバンク利用について支援を行うため、バイオバンク利用や倫理申請の支援を目的とした PO を指名するとともに、研究者向けのヒト試料利活用のための手引き書を作成した。 ・AMED-CREST、PRIME から得られた優れた基礎研究成果を他の疾患別事業等へ展開することを促進するため、ヒト検体サンプルを用いた対象疾患の絞り込みや分析技術の汎用性検証を行うための新たな取組として、ステップタイプ（FORCE）を開始し、公募を実施した。 ・AMED-CREST、PRIME、LEAP における研究成果として、細胞表面の情報センサーの基本原理を解明—センサーダンパク質に作用するくすりの開発に貢献—（研究開発代表者：井上飛鳥（PRIME）、青木淳賢（LEAP）・ともに東北大学大学院薬学研究科）、液一液相分離が担う核内タンパク質分解機構の発見—細胞が環境ストレスに適応するための新しいタンパク質分解の仕組み—（研究開発代表者：村田茂穂（CREST）・東京大学大学院薬学系研究科）、妊娠中の食物繊維摂取は胎児の代謝機能の発達を促し、出生後、子の肥満になりにくい体質をつくる（研究開発代表者：木村郁夫・東京農工大学大学院農学研究院）等、応用への展開が期待される成果が得られている。 ・画期的シーズの創出・育成をより一層進めるため、LEAP の事業運営について、企業導出に向けた活動促進と他事業との連携を図るべく、選考方法の改革を実行した。具体的には、これまでの候補課題の条件を AMED-CREST、PRIME の PS の推薦に加えて自薦も可能とした事前登録制とし、AMED-CREST・PRIME 等の研究者と AMED 他事業の応用以降の研究者とのマッチングフェーズを設定することで、より効果的な成果の導出に向けた研究開発提案を行うための仕組みを令和元年度の選考から実施し、1 件を採択した。 <p>■メディカルアーツに関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年度からの新規事業としてメディカルアーツ研究事業を実施 	<p>た、本事業では、革新的な医療につながることが期待されるシーズが多数創出されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオバンクの利用促進や倫理申請の支援を目的として、新たな PO を指名し、研究者向けのヒト試料利活用のための手引き書を作成した。さらに、AMED-CREST, PRIME の成果を将来的にヒトへの展開に繋げるため、ヒト検体を用いた疾患絞込み等を支援する制度として、FORCE を新たに開始し、公募選考採択を行った。解析技術の向上と研究対象範囲の拡大に関する取組により、より優れた研究成果の創出に繋がると期待できる。 ・AMED-CREST 新領域の選考において、海外レビューによる書面審査について適用対象を拡充した。また、画期的シーズの創出・育成をより一層進めるため、LEAP の選考方法において、自薦を中心とした他事業の臨床・応用研究者とのマッチングの仕組みを導入し選考を行った。選考方法の改革にかかる取組により、国際競争性や将来展開の観点がより深まることとなり、有力なポテンシャルを持つ課題の採択に繋がると期待される。 <p>【メディカルアーツの創成に関する研究】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な取組として、組織内で協同し、メディカルアーツの開発及び普及に関する研究へのファンディング等に係るデータを事業横断的に集積したことは評価できる。
--	--	--	---

			<p>する準備を進めた。</p> <p><平成 30 年度の業務実績、第 1 期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績に係る外部評価委員会における指摘事項></p> <p>■指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者の育成をさらに推進するべきである。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・革新的先端研究開発支援事業では、公募要領内の提案者に対する理事長メッセージとして、若手研究者による積極的な PRIME への応募への期待、AMED-CREST への若手研究者参画への期待について発信した。 ・免疫アレルギー疾患実用化研究事業では、令和 2 年度 1 次公募において、研究体制に若手研究者を登用するための追加予算申請の項目を設ける。また令和 2 年度 2 次公募においては、若手研究者を研究開発代表者とする公募枠を設けることについて、PS、PO による検討を行う。 <p>■指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床の現場や研究機関における課題を十分に把握し、研究開発マネジメントに反映させることに一層取り組むことが求められる。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床の現場の課題を十分に把握している外部有識者から研究開発にかかる助言をもらう機会の設定、PS、PO がサイトビジットを実施することによる研究機関における課題の把握と研究開発への助言など、研究開発マネジメントを適切に行った。 ・循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業では、年 2 回の進捗状況調査を実施し、進捗状況を把握するとともに、PO・科学技術調査員を積極的に班会議に参加させることにより、より詳細な進捗状況の把握と適切な助言を行った。また、進捗等に問題がある課題に対しては、PS、PO によるヒアリングを実施した。 ・慢性の痛み解明研究事業では、研究課題の班会議に、PS・PO・科学技術調査員の参加を積極的に促し、研究現場における進捗状況把握及び適時適切な研究開発マネジメントを実施した。 ・免疫アレルギー疾患実用化研究事業では全ての課題について PS、PO によるヒアリングもしくはサイトビジットを実施するとともに(令和元年度 9 月以降に採択された 3 課題を除く)、年 2 回の進捗状況確認を行い必要なマネジメントを行った。また治験準備、治験に取り組む事業では資料をレビューするうえで最適な PO をアサインし、PSP0 ヒアリングにおける議論の質の向上を図った。 <p>■指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMS による分析結果等を更なる研究開発マネジメントの向上に活用 	
--	--	--	--	--

		<p>ていくことが望まれる。</p> <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募に際して、AMSにて関連する研究開発課題がどの程度採択されているか、またどのような内容の研究計画になっているかを調査し、公募内容の検討に活用した。また、AMSを用いることで特定の事業における論文や知的財産権等のステータス等を把握し、事業全体の進捗や今後の方針検討に活用をし始めている。 <p>■指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データサイエンティスト等の研究を支援する人材の育成にも取り組むべきである。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生物統計家人材育成支援事業により、2大学院において質の高い臨床研究・治験を実施するため、実務家として臨床研究に従事できる生物統計家（修士）を育成している。平成30年度より2育成拠点において大学院修士課程の学生受け入れを開始した。現在、第I期生21名、第II期生18名が在籍し、研鑽に務めている。 <p>■指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイエンスにかかるデータベースに関して、重複なく必要不可欠な項目のフォーマットの統一化・標準化について、国際的なデータ連結を視野に入れた速やかな検討が求められる。 <p>【対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎疾患実用化研究事業では、本邦における慢性腎不全（CKD）に関する予後改善のための臨床的エビデンスの獲得のために、win-winの関係を意識した国際的なデータ連結を視野に入れた形で、疫学調査、NDB調査の結果を用いた前向きコホート研究を実施した。 	
--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(1)—①	(1) 業務運営の効率化に関する事項 ①組織・人員体制の整備							
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー		—				

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
PD/PS/P0 の委嘱件数		182件	208件	243件	293件	382件		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
AMEDに求められる機能（研究開発のマネジメント（データベースの構築を含む。）、研究不正の防止、臨床研究及び治験データマネジメント、実用化へ向けた支援、研究開発の基盤整備に対する支援、国際戦略の推進、政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等）を果たすための組織を設け、広く産・学・官から優秀な組織・人員体制を整備する	AMEDに求められる機能（研究開発マネジメント（データベースの構築を含む。）、研究不正の防止、臨床研究及び治験データマネジメント、実用化へ向けた支援、研究開発の基盤整備に対する支援、国際戦略の推進、政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等）を果たすための組織を設け、広く産・学・官から優秀	AMEDに求められる機能（研究開発マネジメント（データベースの構築を含む。）、研究不正の防止、臨床研究及び治験データマネジメント、実用化へ向けた支援、研究開発の基盤整備に対する支援、国際戦略の推進、政府出資を活用した産学官共同での医薬品・医療機器の研究開発の促進等）を果たすための組織を設け、広く産・学・官から優秀	<評価軸> ・AMEDに求められる機能を果たすため、適切かつ柔軟な組織・人員体制を整備したか。 <評価指標> ・組織・人員体制の整備状況。	<主要な業務実績> ■組織・人員体制の整備 ・組織は、求められる機能を果たすため、定常的組織として事業部門に7部、事業支援部門に2部、管理部門に3部1室、理事長、理事の下に12部1室として運用した。 ・退職等による人員の不足、新規事業に必要となる人員は、隨時、公募等により、産・学・官の各分野から事業を推進するために適切な人材を採用して配置した。 ■機動性・効率性が確保できる柔軟な組織・人員体制の確保 ・組織は、戦略推進部を軸に他6事業部との縦横連携による全体最適化を図る体制を維持し、政策や研究開発動向の変化等に応じて機動的に対応し、各事業間の緊密な連携による効率性を確保するため、各部室の人員は産・学・官それぞれのノウハウ等を持つ出身者や経験者等の人数バランスを考慮して配置している。 ・平成25年4月の改正労働契約法の施行により、無期転換ルールが制度化されたことに伴い、平成30年9月にAMEDとし	<評定と根拠> 評定：B ①AMEDの職員体制の強化のため、改正労働契約法の施行により、無期転換ルールが制度化されたことに伴い、平成30年度にAMEDとしての無期転換制度を策定し、令和元年度において、無期転換制度の運用を開始した。また、プロジェクトマネジメントに一定の経験、知識、能力等により従事することを理事長が認定するAMED-PO (AMEDプログラムオフィサー) の運営を行った。②PD、PS、P0等について利益相反マネジメントルールを適切に運用して、専門人材の登用・確保を行う等の取組を行った。③AMEDの第2期中長期計画に向けて、疾患を限定しないモダリティ		

<p>こととする。</p> <p>な人材を登用するなど、当該業務を推進するために適切な人員を配置する。</p> <p>関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できる柔軟な組織・人員体制を整備する。</p>	<p>ら優秀な人材を登用するなど、当該業務を推進するために適切な人員を引き続き確保する。その際、関連する政策や医療分野の研究開発動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できる柔軟な組織・人員体制とする。</p>		<p>ての無期転換制度を策定し、令和元年度において、無期転換制度の運用を開始した。</p> <p>■AMEDの中長期計画（第Ⅱ期）に向けた組織の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当機構に求められる機能、 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 医療に関する研究開発マネジメントの実現 ➢ 実用化に向けた支援(知的財産のマネジメントへの取組を含む)の推進 ➢ 研究開発の基盤の整備 ➢ 国際戦略の推進 ➢ 産学官連携等の取組の推進 などを発揮するための体制の構築等を推進。 ・ 基礎から実用化まで切れ目ない研究開発支援を一体的に行うとともに、健康・医療戦略、医療分野研究開発推進計画に基づき、モダリティ等による6つの統合プロジェクトに再編し、新たな医療技術等を様々な疾患に横断的に展開する体制を構築。 ・ 内部統制等のトップマネジメント機能を強化する体制を構築。 	<p>イ等の6つの統合プロジェクトに再編し、新たな医療技術等を様々な疾患に横断的に展開するための体制の構築、ガバナンス強化など組織の見直しを行った。以上から目標を達成していると認められる。</p> <p>【組織・人員体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織は求められる機能を果たすため、12部1室として運用した。人員の不足、新規事業等に必要となる人員は、公募等により、各分野から適切な人材を採用して配置した。 <p>【機動性・効率性が確保できる柔軟な組織・人員体制の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略推進部を軸とした他5事業部との縦横連携による全体最適化を図れる体制の維持、産・学・官それぞれのノウハウ等を持つ出身者・経験者等の人数バランスを考慮した人員配置、部長会議を定期的な開催による機構内での情報共有を徹底により、機動性・効率性の確保を図っている。 	
<p>特に、AMEDにおけるマネジメントにおいて重要な役割を果たすPD、PS、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行うこととする。また、産学官からの優れた人材の登用を積極的に行うこととする。また、利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用する。</p>	<p>また、特に、PD、PS、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産・学・官から優れた人材の登用を積極的に行う。また、利益相反に留意し、透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用する。</p>	<p>また、特に、PD、PS、PO等、高度の専門性が必要とされる者については、産・学・官から優れた人材の登用を積極的に行う。また、利益相反に留意し、透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用したか。</p>	<p><評価軸></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度の専門性が必要とされる者については、産学官から優れた人材の登用を積極的に行つたか。 ・ 利益相反の防止や透明性の確保にも配慮しつつ、外部人材を登用したか。 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ■PD、PS、PO等の産学官からの登用 <ul style="list-style-type: none"> ・ プログラム・ディレクター(PD)、プログラム・スーパーバイザー(PS)、プログラム・オフィサー(PO)は、機構に求められる機能である優れた基礎研究の成果を臨床研究・産業化につなげる一貫した研究開発マネジメントの中心的な役割として、研究分野に関して優れた学識経験や研究開発の実績等を有し、研究開発課題の評価及び業務運営に関して見識を有する専門家を、産・学・官の各分野から厳正に人選し、利益相反を充分に配慮して、外部より委嘱して登用した。 ■利益相反・透明性に配慮した外部人材の登用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益相反の防止及び透明性の確保に係る対応として、「研 	<p>【PD、PS、PO等の産学官からの登用等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PD、PS、POについては、研究開発課題の評価及び業務運営に関して見識を有する専門家を、産・学・官の各分野から厳正に人選し、利益相反に充分に配慮して、計315名を外部より委嘱して登用し、HPで公表している。 <p>【利益相反・透明性に配慮した外部人材の登用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別課題選定の事前評価委員につ 	

人材を登用するものとする。		<ul style="list-style-type: none"> ・産学官からの優れた人材の積極的登用状況 ・利益相反の防止や透明性の確保にも配慮した、外部人材の登用状況 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・PD/PS/PO の委嘱件数 	<p>究開発課題評価に関する規則」において利益相反に係る基準を規定するとともに、PD、PS、PO を HP で公表した。また、個別研究課題の選定のための評価を行う事前評価委員会の委員については、採択課題の公表時に併せて HP で公表するように努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PD、PS、PO の委嘱件数：382 件（PD：9 名、PS：92 名、PO：281 名）（令和 2 年 3 月 31 日現在） 	<p>いても、利益相反に係る基準に基づき外部より委嘱・登用し、採択課題の公表に合わせて HP での公表に努めている。</p>	
---------------	--	---	--	--	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(1)—②	(1) 業務運営の効率化に関する事項 ② P D C A サイクルの徹底							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
中間・事後評価委員会の実施回数			66 回	109 回	123 回	128 回	123 回	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
AMED で行ってい る事業については 厳格な評価を行 い、不断の業務改 善を行うこととす る。評価に当たっ ては、外部の専門 家・有識者を活用 するなど適切な体 制を構築すること とする。また、評価 結果をその後の事 業改善にフィード バックするなど、 PDCA サイクルを徹 底する。	研究事業につい ては、外部有識者から なる評価委員会によ る評価を行うとともに、 AMED の行う事業 について、中長期目 標に示された目標の 達成に向けて年度ご との計画を適切に定 めるとともに、中長 期計画及び年度計画 の評価を行い評価結 果を公表する。また、 評価結果は、次年度 以降の業務改善につ なげる PDCA サイク ルを徹底することに 降の計画に反映さ	研究事業につい て、外部有識者から なる評価委員会を立 ち上げ、中間・事後 評価が必要な研究の 成果について評価を 行う。評価結果は適 切に通知・公表し、 活用する。また、A MED の実施する事 業については、年度 計画に沿った進捗状 況を適時把握すると ともに、評価を行う。 評価結果は公表する とともに、次年度以 降の計画に反映さ	<評価軸> ・AMED で行っている 事業については厳格 な評価を行い、不断 の業務改善を行った か。 ・評価結果をその後 の事業改善にフィー ドバックするなど、 PDCA サイクルを徹 底したか。 <評価指標> ・AMED で行っている 事業についての評価 の実施状況 ・PDCA サイクルの実	<主要な業務実績> ■研究成果に係る中間・事後評価の実施 ・中間・事後評価が必要な研究課題について、外部有識者によ り構成される「課題評価委員会」を 123 回開催。評価結果 について、研究者にフィードバックし、また、適切に公表す るとともに、追加配賦の課題選択、翌年度の研究費の配分、 研究課題や事業の改善に活用。評価の実施に当たり、必要と 認めた課題をヒアリング審査対象とする等、効率的な評価 を実施。 ・外部有識者により構成される課題評価委員会を設置し、中 間・事後評価を実施。 ・PO の進捗管理のもと進捗に問題があると判断された課題や 書面審査の結果必要と認めた課題をヒアリング審査の対象 とするなど、効率的・効果的な評価の実施に努めた。また、 中止等の判断を適切に行うため、中間評価を行う段階に至 るまでの手順フローを作成・共有した。	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、年度計画に沿 った進捗の把握と評価、研究成果に 係る中間・事後評価の実施、医療分 野研究開発速度の最大化に資する 進捗管理、研究評価・課題管理の改 善に向けた検討に基づく取組を着 実に実施し、着実な業務運営がなさ れている。以上から目標を達成して いると認められる。 【研究成果に係る中間・事後評価の 実施】 ・中間・事後評価が必要な研究課題 について、外部有識者により構成 される課題評価委員会による評		

	<p>より効率的・効果的な業務を行う。</p>	<p>せ、PDCA サイクルを円滑に運用する。</p>	<p>施状況 <モニタリング指標> ・中間・事後評価委員会の実施回数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中間・事後評価委員会の実施回数 : 123 回 <p>■年度計画に沿った進捗状況の把握と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画の達成に向けて、定期的に業務の進捗状況を把握・管理する業務と予算に関する会議として体制を構築し、実施。 ・平成 30 年度の業務実績及び第一期中長期目標期間に見込まれる業務実績の評価は内部メンバーで構成される自己評価委員会及び外部有識者で構成される外部評価委員会の 2 段階で評価を実施し、評価結果を HP で公表。 	<p>価を実施し、その結果を研究者にフィードバックするとともに、追加配賦の課題選択や翌年度の研究費の配分、研究課題や事業の改善に活用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間・事後評価の実施に当たっては、書面審査とヒアリング審査を適宜使い分けることによる、効率的な評価の実施が進められている。 <p>【年度計画に沿った進捗状況の把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に沿った進捗の把握と評価を着実に実施したことは評価できる。 	
	<p>一方、研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮し、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理を実現する。</p>	<p>一方、研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮しながら、医薬品の研究開発マネジメントチェック項目の活用等を推進し、研究成果の実用化を目指した、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理に取り組む。</p>	<p><評価軸> ・研究者の研究活動の円滑化にも十分配慮し、医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理を実現したか。</p> <p><評価指標> ・医療研究開発の進捗管理状況</p>	<p>■医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の進捗管理については実用化を見据えた目標設定やスケジュール管理を実施。 ・ヒアリングやサイトビジット、班会議への参加などを行い、研究開発の進捗状況の把握、研究代表者への指導、助言を行い、適切な課題管理を実施。 ・昨年度に医薬品分野における研究開発マネジメントチェック項目を導入し今年度はその着実な活用を進めるとともに、医療機器分野及び再生医療分野における研究開発マネジメントチェック項目を導入・活用することで、研究成果の実用化を目指した、研究開発速度の最大化に資する進捗管理を推進。 ・研究代表者が提出する進捗状況申告書等を基に、各領域担当の PS、PO や外部有識者とともに研究代表者へのヒアリングやサイトビジット、班会議への参加等を行い、研究開発の進捗状況を把握し、必要に応じて研究代表者への指導、助言を行い、適切な課題管理に実施。 ・進捗管理の結果を踏まえて追加配賦や次年度の研究費配分を検討し、追加配賦により研究の進展が期待できる課題の加速を図った。 	<p>【医療研究開発速度の最大化に資する進捗管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療分野研究開発速度の最大化に資する進捗管理、研究評価・課題管理の改善に向けた検討に基づく取組を着実に実施し、着実な業務運営がなされている。 	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II-(1)-(3)	(1) 業務運営の効率化に関する事項 ③適切な調達の実施							
当該項目の重要度、困難度	-				関連する政策評価・行政事業レビュー	-		

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価)				
				主な業務実績等		自己評価	主務大臣による評価	
				評定	根拠		評定	評定
調達案件については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札を原則としつつも、随意契約できる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に進めるとともに、さらなる改善を実施する。	物品調達等の契約については、主務大臣や契約監視委員会によるチェックの下、一般競争入札の厳格な適用により公平性、透明性を確保するとともに、会計規程等において明確にしている随意契約基準を厳格に運用することで、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年見直すこととしている「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に遂行する。	物品調達等の契約については、一般競争入札の厳格な適用により公平性、透明性を確保するとともに、会計規程等において明確にしている随意契約基準を厳格に運用することで、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年見直すこととしている「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に遂行する。	<評価軸> ・公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施したか。 <評価指標> ・合理的な調達の取組状況	<主要な業務実績> ■合理的な調達に向けた取組 ・ 物品等の調達に当たっては一般競争入札を原則とし、随意契約に依らざるを得ない場合は、会計規程等で規定されている随意契約基準に沿った調達に限定すると共に、定期的に契約監視委員会による点検を行い、契約情報及び契約監視委員会の開催実績をHP上で公開することで、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施した。 ・ 平成30年度の調達等合理化計画の自己評価を踏まえ、令和元年度調達等合理化計画を作成、契約監視委員会による点検後、当該計画をHP上で公開した。 ・ 令和元年度調達等合理化計画に基づき、事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約並びに効果的な規模の単価契約・一括調達を実施すると共に専用のWebサイトによる入札関係書類の提供を推進した。 ・ 一者応札の改善に向け、他法人の取組を研究し、参加者確認公募制度を本格的に推進した。また、下期より、応札者が入札にかかる拘束時間や経費削減を可能とすることで、入札参加機会拡大を図ることとして郵便入札を導入した。 ・ また、契約審査委員会による2千万円以上の新規随意契約の全件について随意契約基準との整合性の点検等による調達個別案件の確認等を通じ、調達に関するガバナンスの徹底を図った。 ・ 令和元年度と平成30年度の調達契約比較 ・ 契約実績総数：4,164件（調達契約総数1,039件、研究契約総数3,125件） ・ 競争性のある契約のうち調達契約：131件 調達契約総数に占める割合 平成30年度 10.4% → 令和元年度 12.6% (2.2ポイント増) ・ 競争性のない随意契約のうち調達契約：908件 調達契約総数に占める割合 平成30年度 89.6% → 令和元年度 87.4% (2.2ポイント減)	<評定と根拠> 評定：B ・目標、計画に基づき策定した、令和元年度の「調達等合理化計画」に基づき、合理的な調達に向けた取組を着実に実施した。 ・平成30年度に比べ、競争契約原則の徹底及び入札の適正を期すため理事を委員長とする契約審査委員会において、2千万円以上の案件は全件を審査した上で随意契約を行った。令和元年度より、さらなる競争性、透明性、利便性の確保の方策として参加者確認公募、郵便入札を導入した。 ・また、ホームページでの各種情報の公表による公正性・透明性の確保などを行った。 以上から目標を達成していると認められる。	【合理的な調達に向けた取組】 ・調達にあたっては、調達等合理化計画及び機構の会計規程等に沿って、		

令和元年度と平成30年度の調達契約比較

(単位:件、億)

	平成30年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
調達契約総数	(100%) 929	(100%) 30	(100%) 1,039	(100%) 61	(0.0%) 110	(0.0%) 31
競争性のある契約	(10.4%) 97	(63.4%) 19	(12.6%) 131	(79.0%) 48	(2.2%) 34	(15.6%) 29
競争入札	(9.1%) 85	(53.7%) 16	(9.9%) 103	(71.0%) 43	(0.8%) 18	(17.3%) 27
企画競争等	(1.3%) 12	(9.7%) 3	(1.3%) 13	(3.8%) 2	(0.0%) 1	(△5.9%) △1
参加者確認公募	-	-	(1.4%) 15	(4.2%) 3	(1.4%) 15	(4.2%) 3
競争性のない随意契約	(89.6%) 832	(36.6%) 11	(87.4%) 908	(21.0%) 13	(△2.2%) 76	(△5.6%) 2

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度差分である。

(注3) 補正予算に関しては、経年比較のために除外している。

- 「調達等合理化計画」の実施結果の詳細は以下の通りである。

1. 調達の現状と要因の分析

令和元年度の契約状況

表1 令和元年度の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の調達全体像 (単位:件、億)

	平成30年度		令和元年度		比増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(1.7%) 85	(1.3%) 16	(2.5%) 103	(3.8%) 43	(0.7%) 18	(2.5%) 27
企画競争・公募	(81.2%) 3,967	(97.8%) 1,183	(75.7%) 3,153	(95.1%) 1,079	(△5.5%) △814	(△2.7%) △104
競争性のある契約(小計)	(83.0%) 4,052	(99.1%) 1,199	(78.2%) 3,256	(98.9%) 1,122	(△4.8%) △796	(△0.2%) △77
競争性のない随意契約	(17.0%) 832	(0.9%) 11	(21.8%) 908	(1.1%) 13	(4.8%) 76	(0.2%) 2
合計	(100%) 4,884	(100%) 1,210	(100%) 4,164	(100%) 1,135	(0.0%) △720	(0.0%) △75

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度差分である。

(注3) 補正予算に関しては、経年比較のために除外している。

表2 令和元年度の国立研究開発法人日本医療研究開発機構の一者応札・応募状況
(単位:件、億円)

		平成30年度		令和元年度		比較増△減	
2者以上	件数	(99.1%) 4,016		(98.5%) 3,206		(△0.6%) △810	
	金額	(99.2%) 1,189		(99.0%) 1,111		(△0.1%) △78	
1者以下	件数	(0.9%) 36		(1.5%) 50		(0.6%) 14	
	金額	(0.8%) 10		(0.9%) 11		(0.1%) 1	
合計	件数	(100%) 4,052		(100%) 3,256		(0.0%) △796	
	金額	(100%) 1,199		(100%) 1,122		(0.0%) △77	

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った合計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和元年度の対平成30年度差分である。

2. 重点的に取り組む分野

令和元年度調達等合理化計画	評価指標	実施結果

厳正な取扱いを行っており、入札公告及び契約情報等をホームページで公表することで、公平性・透明性を確保している。

・重点的に取り組む分野においては、他法人の事例研究の結果、平成30年度に整備した参加者確認公募制度を適切に運用し、競争性のない随意契約や一者応札の更なる削減の礎を築くことができた。また、令和元年度より郵便等による入札を導入し、遠隔地の応札者の利便を図るとともに、応札者拡大を図った。

<今後の課題>

・新たに導入した参加者確認公募制度および郵便等による入札制度を活用し、より公正、合理的かつ効果的な調達を目指す。

				(1) 事務・事業の特性を踏まえた適正な随意契約の実施 相手先が限定されるような特殊で専門的な機器や役務調達及び業務の委託においては、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施する。	【当該取り組みの実施結果】	会計規程及び契約事務の取扱いに定めた随意契約によることができる事由を機構内に説明会等を通じ周知すると共に、総務省行政管理局「独立行政法人の随意契約に係る事務について」等も参照しながら、事業の特性を踏まえた適正な随意契約を実施した。
				(2) 効果的な規模の単価契約・一括調達の実施 主に、市場在庫流通物件の調達については、スケールメリットと事務の簡素化につながる事案を中心に単価契約・一括調達の実施を検討する。 他方、翻訳等の特定の労働集約型の調達対象においては、フェアトレードを前提とした中小企業配慮に留意する。	【当該取り組みの実施結果、単価契約の件数】	国立研究開発法人日本医療研究開発機構内で共通に使用するものについては、年間使用予定量の集計を行った上で、単価契約等による一括契約を以下の通り実施した。他方、翻訳業務、特定仕様の小口印刷業務等においては、中小企業を対象とした少額調達にも配慮し、調達を実施した。 (単価契約の件数) 平成 30 年度 令和元年度 22 件 → 25 件
				(3) 専用の Web サイトによる入札関係書類のリリースの推進 入札関係書類の専用 Web サイトホームページによる入札公告の公示、仕様書、入札説明書等の頒布並びに関連情報のメールマガ発行を通じて応札者の情報アクセス等の利便性向上を図り、多数の応札希望者に情報が行き渡るよう引き続き配慮する。	【当該取り組みの実施結果、入札公示案件に係る入札説明資料のダウンロード者数】	入札公示専用の HP を開設、仕様書、入札説明書等の頒布を効率的に行うと共に、入札に係る質問に対する回答も当該 HP 上で展開し、適時に多数の応札希望者に対し情報が行き渡るよう対応を行った。 また、メールマガで、入札公示等の更新情報配信を行うことにより、応札希望者の利便性の向上に努めた。 (ダウンロード者数) 各公示案件の閲覧業者数の総数は、 平成 30 年度 令和元年度 875 件 → 1,108 件
				(4) 一者応札の改善 一者応札の改善に向け、調達担当者による仕様書の見直し、応札のなかった入札公告等の閲覧者に対し、その理由等を確認するためのアンケート調査を行い、要求担当者にフィードバックすること等により、よりオープンな仕様内容への改善	【当該取り組みの実施結果】	入札辞退者に辞退書の提出やアンケート調査への任意協力を依頼し、辞退理由を要求担当者と共有すると共に、一者応札及び随意契約の改善に向け、平成 30 年度に整備した参加者確認公募制度を適切に運用し、新たに応札者の利便性に配慮して郵便等による入札を開始するなど、調達における公平性・透明性の向上を図った。

			<p>を促すと共に、新たに導入した参加者確認公募制度を活用して、一者応札の改善に継続して取り組む。</p>			
3. 調達に関するガバナンスの徹底						
(1)隨意契約に関する内部統制の確立 新たに随意契約を締結することとなる案件については、契約審査委員会規則に則り、事前に法人内に設置された契約審査委員会（委員長は理事）に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。		【契約審査委員会による点検件数等】		契約審査委員会規則に基づき、新たな随意契約の締結の審査のために、契約審査委員会を4回開催し11件の随意契約審査を実施した。 いずれも規程に沿った事由に基づく適正なものとして承認された。		
(2)不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 機構全体へ、適正な調達手続等について、職員研修等を通じ周知を行うと共に、マニュアル、調達契約手続一覧表等のメンテナンスを行う。 推進体制にある調達等合理化検討会の統括責任者及び副統括責任者が指定するメンバーによる、調達内容の多面的な審査を行うことにより、国立研究開発法人日本医療研究開発機構がその事業の遂行のために資する適正な調達であるか、個別のチェックを行う。 必要に応じて要求者に直接説明を求める等の吟味を行うとともに、監事回付の調達問い合わせ件は、要求時回付を確実に行うものとする。	【当該取り組みの実施結果】		機構職員を対象とし、全員が参加できるようにスケジュールに配慮しつつ、調達事務に係る研修を4回実施した。 また、経理事務処理に関するマニュアルや様式の追加整備を行い、調達事務に必要となる書類を示す既存の調達契約手続き一覧表等とともに電子掲示板等を利用して、引き続き、組織全体に周知を図るなど、不祥事発生の未然防止への取組も行った。 さらに、「購入依頼内容相談会」を毎週一回、定期開催する旨周知し、購入依頼内容について、多面的な意見を購入依頼部室が得られる機会を提供することで、適正な調達がなされるよう支援を行った。			

--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
II－(1)－④	(1) 業務運営の効率化に関する事項 ④外部能力の活用
当該項目の重要度、困難度	一 関連する政策評価・行政事業レビュー

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
					主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
							評定	
					<主要な業務実績> ■外部委託の活用 ・費用対効果、専門性等の観点から、自ら実施すべき業務と外部の専門機関の活用が適當な業務を精査し、外部の専門機関を活用することにより高品質で低コストのサービスが入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。 ・外部の専門機関の活用が適當とされる業務を精査し、外部の専門機関を活用することにより高品質で低コストのサービスが入手できるものについてアウトソーシングを積極的に活用する。	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適當と考へられる業務について、外部委託を推進。その結果、令和元年度は447件を実施（平成27年度：460件、平成28年度：597件、平成29年度：546件、平成30年度：624件）。具体的な取組事例は次のとおり。 ・令和元年度における主な取組事例は次のとおり。 ➤ 製薬企業出身者、弁理士など専門人材による全国機動的な相談対応を可能とすべく、外部委託により「AMED知財リエゾン」を全国に配置した。また、知財リエゾンと「AMEDふらっと®」を一体的に外部委託することにより、研究開始早期からマッチング機会の提供まで、一貫した支援を実施した。 ➤ AMSの検索分析機能の強化のため“PubMed”型の用語辞書を活用したキーワード等の付与を、医学薬学系の論文データベースに対するキーワード付けの実績がある機関に委託した。 ➤ ライフステージにおけるヘルスケア・医療機器動向を検討するため、専門機関に外部委託を行い、(1)高齢化により衰える機能の補完、QOLの向上に関する調査、(2)	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適當と考へられる業務について、外部委託を推進したことば評価できる。 【外部委託の活用】 ・費用対効果、専門性等の観点から業務を精査し、外部能力の活用が適當と考へられる業務について、外部委託を推進したことば評価できる。 <今後の課題> ・引き続き外部委託が可能な業務を精査し、外部委託を拡大する。	。

			<p>小児・成育分野等の医療技術開発動向に関する調査、(3) ライフステージ横断的なヘルスケア・医療機器の動向調査、の3つの調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 再生医療等製品とその競合技術の比較、再生医療の実用化を支える民間投資の促進、再生医療の産業化に向けた細胞供給モデル事業の実施について、再生医療に知見を有する機関への外部委託により、調査を実施した。 ➤ 認知症対策官民イノベーション実証基盤整備事業の実施に当たり、「超早期予防」、「生活支援・社会受容」のための新製品・サービス等に関連したニーズ及びシーズの実態を把握するとともに、今後適切な製品・サービスを社会実装するための基盤整備に必要な要素について外部委託による調査を行った。また、今後の認知症研究開発のため、国内各地域の認知症コホートに対し、外部委託により詳細な調査項目など研究内容の実態を把握するための調査を行った。 ➤ その他、以下のとおり外部委託を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・交流会、各種評価会やシンポジウム、領域会議の会議運営 ・評価プロセスへの AMED レビュア導入に際して、依頼から査読実施、謝金支払までの業務 ・公開シンポジウムの実施における情報セキュリティを考慮した申込み・受付システム構築、プログラム・抄録集の編集作業、YouTube 配信、会場での保安業務等 ・次世代がん医療創生研究事業と革新的がん医療実用化研究事業における各事業の研究開発課題の進捗管理を補助し、開発方針等について適切な助言や支援を行うサポート機関の業務を外部委託。 ・医療研究開発革新基盤創成事業 (CiCLE) の事業管理支援、AMED 知財情報基盤システム保守、令和元年度 AMED オンライン課題評価システム機能拡張等のシステム開発業務 	
--	--	--	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
II—(1)—⑤	(1) 業務運営の効率化に関する事項 ⑤業務の効率化							
当該項目の重要度、困難度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—			

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率 (対前年度予算額) (%)	毎年度平均2%以上	—	—	—	—	3.0	2.8	毎年度平均2.9%
事業費削減率 (対前年度予算額) (%)	毎年度平均1%以上	—	—	—	—	3.1	3.8	毎年度平均3.5%
ラスパイレス指数	—	—	109.8 (年齢勘案) 93.6 (年齢・地域・学歴勘案)	109.5 (年齢勘案) 92.8 (年齢・地域・学歴勘案)	106.0 (年齢勘案) 89.9 (年齢・地域・学歴勘案)	108.3 (年齢勘案) 91.5 (年齢・地域・学歴勘案)	109.9 (年齢勘案) 93.7 (年齢・地域・学歴勘案)	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価				
				主な業務実績等		自己評価	主務大臣による評価	
							評定	
運営費交付金を充當して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化	運営費交付金を充當して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化	運営費交付金を充當して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化	<評価軸> ・運営費交付金を充當して行う事業については、新規に追加されるもの、拡充等は除外した上で、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）は毎年度平均で2%以上、事業費は毎年度平均で1%以上の効率化を達成したか。	■業務の効率化 ・運営費交付金を充當して行う事業について、令和元年度の一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く）の実績は1,587百万円となり、平成30年度予算額に対し2.8%（本中長期目標期間の毎年度平均で前年度比2.9%）の効率化を行った。 ・同じく令和元年度の事業費の実績は1,848百万円となり、平成30年度予算額に対し3.8%（本中長期目標期間の毎年度平均で前年度比3.5%）の効率化を行った。 ※平成27年4月設立法人であるところ、業務の効率化指標については、立ち上げから業務が標準化に移行する平成29年度予算額との比較で、平成30年度より算出している。	<評定と根拠> 評定：B 目標・計画に基づき、運営費交付金を充當して行う事業については、一般管理費及び事業費の効率的な執行に努めて着実に経費を削減している。また、増加する業務に対応し業務の一層の効率化を行うとともに、給与制度、給与水準及び公表について適切な対応を図るなど、着実な業務運営がなされている。以上から目標を達成していると認められる。 【業務の効率化】 ・一般管理費及び事業費の実績は、計			

を達成する。	を達成する。	上の効率化を達成する。	<p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化状況 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費削減率 ・事業費削減率 		画に沿って着実に効率化されている。
また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じる。	また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。	また、総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じるものとする。	<p><評価軸></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総人件費については、政府の方針に従い、必要な措置を講じたか。 	<p>■総人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の方針に従い機構管理、定員管理及び人員配置を適切に行うとともに、人事院勧告に基づく給与改定を行った。 ・増加する業務に対応し業務の一層の効率化を図るために、PD、PS、PO 等の委嘱業務を職員の指導下、派遣職員による組織化したグループで引き続き実施し、事業部門の業務軽減による効率化、人員の増加抑制、人員配置の適正化を図った。 	<p>【総人件費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府の方針に従い機構管理、定員管理及び人員配置を適切に行い、人事院勧告に基づく給与改定を行った。 ・業務の一層の効率化を図るために委嘱業務を派遣職員グループで引き続き実施して業務軽減による効率化、人員の増加抑制、人員配置の適正を図った。
さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明することとする。また、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、適正化に取組、その検証結果や取組状況を公表することにより、給与水準の適正化に取組、その検証結果や取組状況を公表するものとする。こうした取組を通じて、必要な説明責任を果たすものとする。	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するまた、給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、適正化に取組、その検証結果や取組状況を公表するものとする。こうした取組を通じて、必要な説明責任を果たすものとする。	さらに、給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明したか。	<p><評価軸></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準については、ラスパイレス指数、役員報酬、給与規程、俸給表及び総人件費を公表するとともに、国民に対して納得が得られるよう説明したか。 ・給与水準の検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講じることにより、給与水準の適正化に取組、その検証結果や取組状況を公表するものとする。 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準公表等の取組状況 	<p>■給与制度、給与水準及び公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与制度は、類似する独立行政法人等の給与規則に準じた給与規程等を、人事院勧告等により改正を適時行い適正に運用した。 ・給与規程等（役員報酬規程、定年制職員給与規程、任期制職員給与規程）はホームページで機関内外へ公表している。 ・民間給与実態調査に基づく人事院勧告を踏まえ給与等を決定するなど給与等の水準の適正化を図った（令和元年のラスパイレス指数：109.9（年齢勘案）、93.7（年齢・地域・学歴勘案）。 ・ラスパイレス指数を含めた給与水準の検証の実施及び結果等の公表については、平成30年度分について内容を分析・評価して公表した（令和元年6月）。令和元年度分については給与支給額をもとに、同様に内容を分析・評価して結果の公表を予定している（令和2年6月）。 	<p>【給与制度、給与水準及び公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与制度は、類似の独立行政法人等の給与規則に準じた給与規程等を適正に運用し、規程類はホームページで機関内外へ公表している。 ・給与等の水準については、民間給与実態調査に基づく人事院勧告を踏まえ給与等を決定するなど適正化を図った。 ・ラスパイレス指数を含めた給与水準の検証結果等公表は、平成30年度分について内容を分析・評価して公表した（令和元年6月）

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

II—(2)	(2) 業務の電子化に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、AMEDの制度利用者の利便性の向上に努める	事務処理手続きの簡素化・迅速化を図るため、各業務のシステム化を検討し、AMEDの制度利用者の利便性を図るとともに電子化によるペーパーレスを推進する。	事務処理手続きの簡素化・迅速化を図るため、文書管理システム、人事給与システム及び財務会計システムの各業務システムを運用するとともに決裁文書及び添付文書の電子媒体での保存を推進する。特に、財務会計システムについて、新たに開発した新財務会計システムを4月以降問題なく稼働させるとともに、AMED全体の執行管理に資するよう活	<評価軸> ・電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化を図るとともに、機構の制度利用者の利便性の向上に努めたか。 <評価指標> ・電子化の促進等により事務手続きの簡素化・迅速化及び機構の制度利用者の利便性の状況。	<主要な業務実績> ■事務処理手続きの簡素化・迅速化と機構の制度利用者の利便性向上 【AMEDオンライン課題評価システム(ARS)】 ・本システムは、運用開始後2年目を迎えて、AMEDの課題評価業務において欠かせない存在になった。 ・機能を拡張し、「課題評価委員会の委員の利益相反マネジメントの取扱いに関する細則」の規定が確実に実施できるよう、評価委員によるCOI申告画面の改善、評価委員長による例外措置の記録を残す機能の追加などを実施した。 ・海外レビューの利用を促進するため、英語版ユーザーマニュアルを改良した。 ・新規採択された研究開発課題の情報をARSからAMSに連携する機能を追加し、AMSの速報性の改善を実施した。 【新財務会計システム】 ・機能拡張を進めながら安定運用し、期待された通り、AMEDの契約管理、予算管理業務全体に活用され、業務の効率化に寄与した。 ・令和2年1月に本稼働した第2期基盤情報システムのデー	<評定と根拠> 評定:B AMED 基盤情報システムの老朽化に伴う更改を計画通り実施した。これにより、情報セキュリティを確保しながら、機構外でも機構内と同じ業務システムが利用できるようになり、業務の効率化、災害時の業務継続性の向上など、様々な効果が期待される。AMEDオンライン課題評価システムの改良とAMSへの新規採択課題情報の連携を実施。以上から、目標を達成していると認められる。 【事務処理手続きの簡素化・迅速化等】 ・AMEDオンライン課題評価システムと財務会計システムの改善によりAMED職員の業務処理を効率化し、迅速化した。		

		用に努める。また、委託研究実施機関等の外部機関と、安全に電子ファイルを共有するためのシステムを導入するなど、業務見直し等を踏まえた、システム化、効率化を着実に進める。		タセンターへの移行も円滑に完了した。	<p>【制度利用者の利便性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> AMED オンライン課題評価システムの改善により、評価委員、海外レビューといった制度利用者の利便性が向上した。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 事業部門に共通する契約関連情報などの各種様式の作成、編集、ファイルの授受、文書管理システムや財務会計システムとの連携など、研究開発課題の管理業務全体の効率化を目指すシステム化が望まれる。 	
また、幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	また、幅広い ICT 需要に対応しつつ、職員の業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	幅広い ICT 需要に対応しつつ、職員の業務を円滑かつ迅速に行うことができるよう AMED 内情報ネットワークの充実を図る。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保する。	<p><評価軸></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図ることとする。情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保するとともに、震災等の災害時への対策を確実に行うことにより、業務の安全性、信頼性を確保したか。 <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 幅広い ICT 需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実及び情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度の確保についての取組状況。 	<p>■ 機構内情報ネットワークの充実等</p> <p>【クラウドサービスの活用によるデータの可用性向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 期基盤情報システム（旧基盤）でも、主要データを遠隔地保管して保全していたが、仮に関東の主データセンターが深刻な災害に見舞われた場合、保全したデータを利用できる状態にするにはアプリケーションサーバー等を再構築する必要があり、復旧に時間を要する課題があった。 第 2 期基盤情報システムの電子メール等の主要なアプリケーションは、地域冗長化されたクラウドサービスを利用しておらず、仮に 1 つの地域のデータセンターが被災しても、ネットワークさえつながれば、継続的な情報システムの利用が可能となった。 <p>【SIM カード内蔵端末の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期基盤情報システムの執務用端末は、SIM カードの内蔵が可能で、法人向け LTE 回線を通じて機構 LAN に直接接続できる。現在、役職員、派遣職員等含む全ユーザーの約 7 割に相当するユーザーが、SIM カードを実際に内蔵して利用している。 この端末は、機構外でも機構内と同じネットワークに接続するため、内部業務システムが利用できるだけでなく、機構内と同様に多重防御機能を備えたインターネット通信が可能である。 また、従来の fat client でありながら端末内にユーザーデータを保存できないデータレス PC と呼ばれる構成をとり、紛失・盗難時の情報漏洩リスクにも配慮している。 	<p>【機構内情報ネットワークの充実等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期 AMED 基盤情報システムへの切り替えにより、機構内ネットワークは大幅な進歩を遂げた。特にクラウドサービスの活用と、通信機能を内蔵するデータレス PC により、災害時のデータの可用性確保と、業務の継続性がある程度実現できた。 <p><今後の課題></p> <ul style="list-style-type: none"> 第 2 期 AMED 基盤情報システムが提供する基盤は多岐にわたるため、一部の基盤は運用を開始できていない。特に、外部関係者との情報共有基盤である「プロジェクトポータル」については、事業部門の協力を得て利用目的を絞り、効果的な運用方法を検討し、令和 2 年度中の運用開始を目指す。 パンデミックを含む災害時のテレワーク対応では、予算上の問題で一部の端末が機構外で利用できないなどの課題が残るため、計画 	

				<ul style="list-style-type: none"> この端末と上述のクラウドサービスの利用により、不正アクセスに対する十分な強度を保ちながら、利便性と災害時の業務継続性が確実に向上した。 	的に機能改善を進める。	
<p>このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施するものとする。</p>	<p>このため、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえ、業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施する。</p>	<p>「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定)を踏まえて策定した 「AMED 基盤情報システム最適化計画」に基づき、次期AMED基盤情報システムの更改に向けた着手。</p>	<p><評価軸> ・業務・システム最適化計画を策定するとともに、当該計画に基づき、業務・システムの最適化を実施したか。</p> <p><評価指標> ・業務・システム最適化計画の策定・実施状況</p>	<p>■業務・システム最適化計画 【AMED 基盤情報システムの更改】 ・次期（第2期）基盤情報システムの調達仕様書は、業務・システムの最適化計画を踏まえて作成されたもので、基盤更改の機会を最大限活用して最適化を進めた。 ・令和元年4月1日に締結した契約に基づき、第2期基盤情報システムの設計、構築、テスト、運用準備を行い、年末年始の休業期間を利用してシステム基盤と業務システムの一斉切り替えを実施した。 ・旧基盤情報システムのサーバー類、端末、回線装置等、データ記憶装置を内蔵する機器は、情報セキュリティポリシーの規定に従い、データ消去を行った後に適切に廃棄した。 ・第2期AMED基盤情報システムは、ワークスタイルの変革に対応するため、情報セキュリティを確保しながら執務室外でも効率よく業務を遂行できるデータレスPC、業務システムの拡張に柔軟対応する仮想化基盤（内部クラウド基盤）、PD、PS、POなど機関外の関係者と安全に情報共有できる情報共有基盤を提供する。これらにより、業務・システム最適化計画で挙げた主要目標が達成された。 【マネージドプリントサービス】 ・基盤情報システムの更改に合わせ、老朽化した複合機等のプリンタ環境を刷新し、マネージドプリントサービスを調達した。これは、オフィス内の最適な印刷環境をアセットメントにより提案し、複合機の設置、運用、廃棄などを一括して管理・実施するサービスで、契約期間中の印刷需要の変動に対応した複合機の再配置も可能である。 ・この契約により、AMED内の印刷機器を高速な複合機に統一しただけでなく、基盤情報システムと連携した認証印刷、どこでもプリント、更には印刷単価の低減も実現した。</p>	<p>【業務・システム最適化計画】 ・第2期AMED基盤情報システムへの切り替えとマネージドプリントサービスの導入により、初期の最適化計画はほぼ達成された。</p> <p><今後の課題></p> <p>・平成17年6月29日各府省情報統括化責任者(CIO)連絡会議決定を踏まえた最適化計画の取り組みは、これで一旦終了とし、次期中期計画では、第2期AMED基盤情報システムとARS、AMSなどの主要な業務システムの運用課題を俯瞰し、計画的に改善に取り組む。</p>	

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

III—(1)	(1)予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	運営費交付金の効率的活用の観点から、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を分析し、減少に向けた努力を行う。 予算、収支計画及び資金計画の詳細は別紙参照	運営費交付金の効率的活用の観点から、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行ったか。 ＜評価指標＞ ・各年度期末における運営費交付金債務の状況。	■各年度期末における運営費交付金債務の状況 ・各部署に対し、今年度の運営費交付金予算は繰越ができないことを年度当初より周知し、今年度予算と繰越予算の双方について計画的な執行を意識させるとともに、四半期毎に部長会議で執行状況を共有して早期執行を促した。 ・加えて9月と12月には予算執行状況ヒアリングを行い、年度内執行計画の進捗状況に応じて予算の配分調整を行うことで、事業の円滑な実施に柔軟に対応した。これらの取組の結果、事業の進捗に伴い、中長期計画期間の運営費交付金予算を計画的に執行した。 ・補助金部門については、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症対策に対応するため、収入支出予算及び予算実施計画を速やかに変更し、事業の実施に貢献した。 ※当初予算：オールジャパンでの医薬品創出プロジェクトから新興・再興感染症制御プロジェクトへの配分変更（462百万円） ※調整費：脳とこころの健康大団実現プロジェクトから新興・再興感染症制御プロジェクトへの配分変更（2,500百万円） ※予備費：オールジャパンでの医療機器開発プロジェクトへ	＜評定と根拠＞ 評定：B 運営費交付金予算の執行について、実績の把握等を定期的に行うとともに、適切な執行に向けた取組を着実に実施した結果、事業の進捗に伴い中長期計画期間の予算を計画的に執行している。以上から目標を達成していると認められる。			

				の追加配賦（313 百万円）		
--	--	--	--	----------------	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

III—(2)	(2) 短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
短期借入金実績額 (億円)	312		0	0	0	0	0	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	短期借入金の限度額は312億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。	短期借入金の限度額は312億円とする。短期借入が想定される事態としては、運営費交付金等の受け入れに遅延が生じた場合、緊急性の高い不測の事態が生じた場合等である。	<評価軸> ・短期借入金の手当は適當か。 <評価指標> ・短期借入金の状況 <モニタリング指標> ・短期借入金額実績	<主要な業務実績> ・短期借入の実績なし。 ・短期借入金額実績：0円	<評定と根拠> 評定：— ・実績なし。		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

III—(3)	(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画						
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー		一			

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	<評価軸> ・AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行ったか。 <評価指標> ・AMEDが保有する資産の有効活用の状況 ・不要財産の処分状況	<主要な業務実績> ■機構が保有する資産の有効活用の状況と不要財産の処分状況 ・土地・建物といった不動産資産は保有していない。 ・資産の大部分を占める研究機関所在の研究機器等に関しては、取得価額50百万円以上の資産は網羅的に現地へ赴き、活用、管理状況を確認し、取得価額50百万円未満の資産は抽出して同様の確認を実施した。 ・研究が終了した研究機関所在の研究機器等に関しては、研究機関において研究を継続する場合、大学等の公的機関には無償譲渡し、企業等には有償若しくは無償で賃貸借を行い、研究機器等を有効に活用した。 ・医療分野研究成果展開事業・研究成果最適展開支援プログラムにおける開発委託金回収債権の回収によって生じた収入の額(3,101百万円)及び医療研究開発革新基盤創成事業における研究開発実施計画の変更による研究開発費の未払額(375百万円)について、独立行政法人通則法に則して国庫納付を行った。	<評定と根拠> 評定:B 機構の資産の大部分を占める研究機関所在の研究機器等について、一定価格以上の資産については網羅的に現地確認をするとともに、研究が終了した研究機器等の譲渡を適正に行う等、有効活用を推進するための取組を着実に実施している。また、不要財産については独立行政法人通則法に則して適切に国庫納付を行っている。以上から目標を達成していると認められる。		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
III-(4)	(4) III(3)に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能								

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣の評価	
						評定	
AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	(記載事項なし)	<評価軸> ・AMEDが保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行ったか。	・前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡するなどの実績なし。	<評定と根拠> 評定：— ・実績なし		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

—

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

III—(5)	(5) 剰余金の使途		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実にあてる。	AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充てる。	<評価軸> ・ AMED の実施する業務の充実、職員教育、業務の情報化、広報の充実に充実にあてたか。 <評価指標> ・ 剰余金の使途の状況	<主要な業務実績> 【剰余金の使途】 ・ 損益計算において利益が生じたときは、その利益のうち主務大臣により経営努力として認定される分は目的積立金として「剰余金の使途」に充てることができる。AMED 設立以来、目的積立金は生じておらず、実績なし。	<評定と根拠> 評定：— ・ 実績なし		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

目的積立金等の状況

(単位:百万円、%)

	平成27年度末 (初年度)	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末 (最終年度)
前期中長期目標期間繰越積立金	0	0	0	0	0
目的積立金	0	0	0	0	0
積立金	0	153	747	1,515	4,436
うち経営努力認定相当額					0
その他の積立金等	0	0	0	0	0
運営費交付金債務	1,060	1,204	842	731	0
当期の運営費交付金交付額(a)	4,910	5,024	5,592	5,663	6,139
うち年度末残高(b)	1,060	659	613	520	135
当期運営費交付金残存率(b÷a)	21.6	13.1	11.0	9.2	2.2

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報														
IV-(1)	(1) 内部統制に係る体制の整備													
当該項目の重要度、困難度	一	関連する政策評価・行政事業レビュー	-											
注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能														
2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報						
注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載														
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価										
				主な業務実績等		自己評価	主務大臣による評価							
				評定										
内部統制については、法人の長によるマネジメントを強化するための有効な手段の一つであることから、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進する。この際、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。	AMEDの運営基本理念・運営方針、役職員の倫理指針・行動指針を策定する等の必要な取組を推進するため、法人の長である理事長のリーダーシップの下に組織内で目標達成を阻害する要因(リスク)を識別、分析及び評価し、適正な統制活動を行う。この際、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。	AMEDの適切な運営がなされるよう、AMEDの運営基本理念・運営方針、職員の行動指針を職員へ周知を図る。AMED内で目標達成を阻害する要因(リスク)を識別、分析及び評価し、適正な統制活動を行う。この際、「独立行政法人の業務の適性を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)等に通知した事項を参考にするものとする。	<評価軸> ・内部統制については、法人の長による法人運営の基本理念／運営方針／職員の行動憲章を定めるなど、必要な取組を推進したか。 <評価指標> ・内部統制の推進状況	<主要な業務実績> ■内部統制の推進 ・内部統制を推進するため内部統制推進委員会を2回開催し、令和元年度における内部統制推進のための方針の決定及びモニタリング実施状況等を確認した。 ・リスクの発生を防止するためリスク管理委員会を4回開催し、令和元年度における情報セキュリティ等に係る事象事例や超過勤務状況等の労務管理状況の報告を行った。 ・内部統制を推進するための日常的モニタリングと位置付けている「①業務記述書、②業務フロー図、③リスクコントロールマトリクス(RCM)」(以下、「3点セット」と)及び「管理部門内部統制チェックリスト(以下、「チェックリスト」)」について、現状の業務内容との整合が取れるよう見直しを行うとともに、平成30年度に作成した業務マニュアルに基づいた業務処理手順の記載や情報セキュリティ事象の発生防止に向けた記載の追加を行った。 ・管理・支援部門 各部総括課長会議を隔週開催し、情報共有や必要な指示の徹底を行うとともに、業務手順において必要な業務マニュアルの制定及び見直しを行った。 ・内部統制が適正に行われているかの実効性を確認するた	<評定の根拠> 評定:B 中長期目標・計画に基づき、内部統制推進委員会で令和元年度における内部統制の進め方について方針を決定した上で、内部統制を推進するために、「業務記述書、業務フロー図及びリスクコントロールマトリクス(RCM)」(以下、「3点セット」と)及び「管理部門内部統制チェックリスト(以下、「チェックリスト」)」を見直し・作成するとともに、自己点検(モニタリング)を実施した。役職員を対象に、内部統制に関する研修を実施し、リスク発生の未然防止に努めている。以上から目標を達成していると認められる。									

	政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)等を参考にするものとする	知)等を参考にするものとする。	<p>め、策定した 3 点セット及びチェックリストの自己点検(モニタリング)を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に AMED 掲示板に掲示し、全職員で共有している 3 点セット及びチェックリストについて、今年度に更新した最新版に置き換えた。 内部統制に関する意識向上のため、役職員に対し、一般職員研修を 2 回、管理職員研修を 2 回実施した。 	<p>【内部統制の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 内部統制の推進のため、内部統制推進委員会で方針を決定した上で、自己点検(モニタリング)や研修の実施、3 点セット及びチェックリストの取りまとめ等を行うなど、内部統制の充実を図る取組を進め、リスク発生の未然防止に努めている。 	
--	--	-----------------	--	---	--

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(2)	(2) コンプライアンスの推進		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
コンプライアンス研修の参加者数		76名	231名	326名	522名※ ※eラーニング修了者数	443名		

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			主務大臣の評価	
				主な業務実績等	自己評価			
					評定			
AMEDが医療分野の研究開発等の中核的な役割を果たしていくためには、独立行政法人制度や国の制度等の法令等様々なルールを遵守し適切に行動していく必要がある。このため、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行う。	定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行うために、コンプライアンス体制に関する規定を整備するとともに職員に対して定期的に研修を行うことにより職員の意識浸透と機構の適切な運用を図ることにより、職員の意識浸透と機構の適切な運用を図る。	役職員倫理規程に基づき、コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行ったか。 また、同規程等と併せて役職員に係る利益相反マネジメントの実施に関する規則を適切に運用し、AMEDの業務の公正確保を図る。	<評価軸> ・コンプライアンス体制について、必要な規程を整備するとともに、定期的な取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、適宜必要な見直しを行ったか。 <評価指標> ・コンプライアンスの取組状況 <モニタリング指標> ・コンプライアンス研修の参加者数	<主要な業務実績> ■コンプライアンス体制の構築 ・職員に対して、コンプライアンス意識を啓発するため、コンプライアンス研修を3回実施した。 (コンプライアンス研修の参加者数：443名) ・課長相当職以上の役職員に四半期毎の贈与等報告書を求める際に役職員倫理規程を併せて送付し、倫理管理者として所属職員の倫理管理の徹底を図るよう促した。 ・役職員に係る利益相反マネジメントの実施に関する規則を、年数回、全役職員に周知した。	<評定と根拠> 評定：B 中長期目標・計画に基づき、役職員倫理規程や役職員に係る利益相反マネジメントの実施に関する規則を周知、また、コンプライアンス意識の醸成を図る職員研修等の取組を着実に実施した。以上から目標を達成していると認められる。 【コンプライアンス体制の構築】 ・コンプライアンス意識の醸成のため職員研修を実施するなど、コンプライアンスの確保に向けた取組が実施されている。			

				職員全員に配布した。	
--	--	--	--	------------	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(3)	(3) 情報公開の推進等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
HP の web アクセス件数			4,602,649 件	6,114,664 件	7,200,302 件	7,839,298 件	9,288,789 件	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価			
					評定			
AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を行う。	AMED の業務運営及び事業の透明化確保と国民に対するサービスの向上を図る観点から、情報公開法令に基づき、法人文書の開示を適切に行うとともに、保有する個人情報について個人情報保護法及び個人情報保護規則に基づき適切な管理を行う。	AMED の業務運営及び事業の透明化確保と国民に対するサービスの向上を図る観点から、情報公開法令に基づき、法人文書の開示請求処理を適切に行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進したか。	<評価軸> ・ AMED の適正な業務運営及び国民からの信頼を確保するため、適切かつ積極的に情報の公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進したか。	<主要な業務実績> ■情報公開 【開示請求】 ・ 機構のホームページに法人文書及び個人情報の開示請求手順について掲載を行っており、今年度3件の法人文書開示請求がなされ、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づき適切に対応した。なお、開示決定に関する審査請求、訴訟はなかった。 【情報発信】 ・ 通則法、情報公開法等に基づく情報を含む各種情報を引き続き HP で公開するとともに、公募・採択情報などの各種 HP 掲載情報の適時の更新、記者説明会の開催、プレスリリースの発出、外部イベントへの参加、並びに機構案内パンフレットの作成など、情報の発信に積極的に取り組んだ。 ■個人情報の保護 ・ 保有個人情報の不適正管理事案（漏えい、滅失、き損）が発生しないよう、役職員に個人情報保護規則等の周知徹底を図るための個人情報保護教育研修を行った。	<評定と根拠> 評定：B 情報公開については、法人文書開示請求に対し適切に対応するとともに、公募・採択情報やプレスリリースの発出など情報の発信に積極的に取り組んだ。個人情報の保護については、教育研修を実施するなどにより、適切な保護に取り組んだ。以上から目標を達成していると認められる。			

		報保護規則に基づき管理を徹底し、漏えい等の事故防止に努める。	・今年度は、これまで実施している全役職員を対象とするeラーニングによる教育研修に加え、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に従事する職員、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を対象とする教育研修を、新たな教材を導入して実施した。		
--	--	--------------------------------	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV—(4)	(4) 情報セキュリティ対策の推進							
当該項目の重要度、困難度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ研修実施回数（研修参加者人数）	年1回以上		2回（449名）	2回（479名）	2回（527名）	5回（292名）	19回（325名）	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価				
				主な業務実績等		自己評価	主務大臣による評価	
				評定			評定	
政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、研修を行う等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、職員に対する研修を年1回以上行い情報セキュリティに関する意識向上を図る等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	政府の情報セキュリティ対策における方針（情報セキュリティ対策推進会議の決定等）を踏まえ、職員に対する情報セキュリティ研修を年1回以上行い情報セキュリティに関する意識向上を図るとともに、サイバーアクション対策の強化等、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	<評価軸> ・適切な情報セキュリティ対策を推進したか。 <評価指標> ・情報セキュリティ対策の取組状況 <モニタリング指標> ・研修参加者数	<主要な業務実績> ■情報セキュリティ対策の推進 【外部機関によるセキュリティ監査対応】 ・基盤情報システムと重要な業務システムを対象に、外部機関による情報セキュリティ監査を受けた。 ・情報セキュリティ監査での個別所見は、策定した改善計画に基づき、着実に改善していく。 【有害メール対応】 ・当機構が研究機関宛てに発信したメールの返信を装う有害なメール（攻撃メール）を受信する件数が、10月ころから急増したため、最高情報セキュリティアドバイザーの指導を受けながら、基盤情報システムの運用支援業者と連携し、不正侵入の防御と検知の取り組みを強化した。 ・その結果、これまでに特に職員には、メールと口頭で繰り返し注意を喚起し、攻撃メールの特徴と見分けるポイントを周知した。 ・令和2年1月から利用を開始した第2期AMED基盤情報システムでは、有害メールを自動検知し、削除または検疫処理す	<評定と根拠> 評定：B ・情報セキュリティ研修の実施や、標的型攻撃メール訓練の実施などにより職員の情報セキュリティに係る意識向上を図っており、着実に情報セキュリティ対策を推進している。以上から目標を達成していると認められる。 【情報セキュリティ対策の推進】 ・指標とする情報セキュリティ研修では、情報セキュリティ初期研修を毎月実施したほか、標的型攻撃メール訓練を実施した。また、情報セキュリティ監査に対応するなど、着実にセキュリティ対策に取り組んでいる。			

			<p>る機能が強化されたため、職員の手元に届く有害メールの数は減少したものの、引き続き注意していく。</p> <p>【情報セキュリティ初期研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入構者向け集合研修として、情報セキュリティ初期研修を令和元年4月から毎月1~2回実施した。5月からは対象者を平成29年度以降の入構者に拡大するとともに、重要な遵守事項、パスワード管理方法、不審メールの見分け方とCSIRTなど、すぐに役立つ具体的な行動のヒントを伝えるよう内容を工夫した。また、集合研修のメリットを生かし、テキストにないタイムリーな話題を取り上げた。(研修参加者325名) <p>【標的型攻撃メール訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に在籍中の役職員、派遣職員約600名を対象に、標的型攻撃メール訓練を実施した。訓練メールを不審と気づかず添付ファイルを開いてしまった職員の割合は1.3%と少なかった。また、不審と気づき、ルールに従ってCSIRTに通報した職員は14%となり、増加傾向にあることから、CSIRTへの通報が徐々に身についてきたといえる。 <p>＜モニタリング指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修参加者数：325名 	<p>＜今後の課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き情報セキュリティに関する職員の意識啓発、遵守事項の徹底を図るため、集合研修の機会を増やすとともに、内容を充実させる。 ・パンデミックを想定したIT-BCPの策定と、在宅勤務時のセキュリティ対策に取り組む。
--	--	--	---	---

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(5)	(5)職員の意欲向上と能力開発等		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
新規入構者、セクハラ、メンタル等研修参加者数	延べ1,000人	延べ1,200人	延べ1,053人	延べ1,083人	延べ1,029人	延べ1,022人	延べ1,006人	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることとする。	個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューする業績評価、役職に応じて設定された行動項目に基づく発揮能力評価により、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることとする。	個人評価について、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューする業績評価と役職に応じて設定された行動項目に基づく発揮能力評価を運用し、評価結果を次年度の賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図った。	<評価軸> ・個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューする業績評価と役職に応じて設定された行動項目に基づく発揮能力評価を運用し、評価結果を次年度の賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図った。 <評価指標> ・個人評価の実施及び職員の勤労意欲の	■人事評価制度の運用・定着 ・人事評価については、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューする業績評価制度及び役職に応じて設定された行動項目に基づく発揮能力評価制度を引き続き運用し、令和元年11月14日に管理職を対象にした評価者向け研修（参加者16名）を開催して制度の普及、定着を図った。 ・業績評価は定年制職員・任期制職員を対象とし、目標管理シートの作成、期中に進捗等の確認のため中間面談を実施した。任期制職員については契約更新、昇給等に反映させるため令和2年1月末までに業績評価、発揮能力評価を実施した。 ・評価結果は、任期制職員等について令和2年度契約更新の判断材料とし、令和2年度の昇給、期末手当への反映を予定している。 ・定年制職員については、平成30年度の評価結果を令和元年	<評定と根拠> 評定：B ①人事評価制度の運用・定着を図るとともに、評価結果については、契約更新の判断材料に用いるとともに職員のモチベーションの向上及び異動、昇任等に反映させた。②AMEDプログラムオフィサー制度についてプロジェクトマネジメント能力に優れ、業績をあげている職員の認定を図った。③業務の効果的、効率的な実施を図るために基礎研修を実施した。④職員の能力開発に資する研修も実施した。⑤女性の活躍促進、育児・介護等の制度を整備し、適切に運用した。		

		向上への取組状況。	<p>7月の昇給及び期末手当に確実に反映した。なお、令和元年度の評価は4月に業績評価及び発揮能力評価を行い、令和2年度の昇給、期末手当へ反映を予定している。</p> <p>■AMED プログラムオフィサー(AMED-PO)制度の策定、認定等の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構職員は、国、ファンディング・エージェンシーの他、大学、ナショナルセンター、公的研究機関、民間企業等において、研究、開発を経験してきた職員が多く在籍している。事業を担当する職員はPD、PS、POと共に研究開発プロジェクトのマネジメント業務に従事している。 ・これらの業務を円滑に遂行し成果を挙げるため、プロジェクトマネジメント能力等を育成し発揮させることが必要であり、これらに優れた能力を発揮し、業績をあげている職員を「AMED プログラムオフィサー」として認定し、業務に対するモチベーションの向上による一層の成果の創出を図った。また、このような呼称（ステータス）を与えることは、機構で獲得したプロジェクトマネジメント能力を明確化することになり、また、出向元に戻った後もその能力を活用できる場を広げることになり、機構と大学、研究機関等の良好な人事交流の確立に資するものと期待される。 ・令和元年度 AMED-PO 認定者数：8名 	<p>以上から目標を達成していると認められる。</p> <p>【人事評価制度の運用・定着】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事評価については、人事評価制度研修会の開催など、適切に運用・定着が図られている。 ・業績評価の目標管理シートの作成、任期制職員の業績評価、発揮能力評価を適切に実施している。 ・評価結果は、任期制職員等の令和2年度契約更新の判断材料として用いるとともに、令和2年度の昇給及び期末手当への反映を予定している。 <p>【AMED-PO 制度の策定、認定等の運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AMED-PO 制度を策定し、令和元年度までに105名の職員を認定し、業務に対するモチベーションの向上、成果の創出を図った。 	
		また、基礎的事項の周知・徹底を図るための入構時研修、ハラスメント研修、メンタル研修、評価者研修等を引き続き実施する。	<p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規入構者、セクハラメンタル等研修参加者数 	<p>■基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効果的、効率的な実施を図るため基礎事項の周知・徹底、業務マネジメントの意識化、グローバル化に対応した計画を策定し、以下の研修を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ AMED 全体研修（基本研修）： 平成 31 年 4 月 17 日～19 日に、機構の基本方針、変更となるポイントを中心とした事業及び総務、経理・契約業務の概要の基礎プログラムを延べ 5 回開催し、全職員（非常勤職員を含む延べ参加者 305 名）が参加 ➢ ハラスマント研修：令和元年 6 月 20 日および 6 月 27 日、参加者 215 名 ➢ メンタルヘルス研修・ラインケア研修：令和元年 9 月 4 日、9 日、参加者 78 名 ➢ ソーシャルスキル向上研修：令和元年 9 月 11 日、参加者 74 名 ➢ 英文 E-mail 研修（基礎コース）：令和 2 年 2 月 5 日、参 	<p>【基礎研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎事項の周知・徹底を図ることを目的に、各種研修を計画通り実施した。

				<p>加者 12 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 英文 E-mail 研修（応用コース）：令和 2 年 2 月 6 日、参加者 8 名 ➤ 人事評価制度研修（評価者向け）：令和元年 11 月 14 日、参加者 16 名 ➤ 管理職研修：令和元年 9 月 24 日 および 25 日、参加者 63 名 ➤ 安全保障輸出管理研修：令和元年 10 月 31 日、令和 2 年 1 月 10 日、22 日、参加者 235 名 <p>・基本研修等参加者数：延べ 1,006 名</p>		
また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努めるものとする。	また、職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の習得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努める。	職員の能力開発は、業務実施上で必要な知識及び技術の習得を目的とし、専門業務研修、語学研修など新たな研修を盛り込んだ年間計画を策定して実施する。	<p>＜評価軸＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発を図るため、業務を行う上で必要な知識の取得に向けた研修の機会を設けるなど、当該業務実施に必要な知識等の獲得に資する能力開発に努めたか。 <p>＜評価指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発への取組状況 	<p>■能力開発研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の能力開発については、業務実施上で必要な基礎的な知識、実践的な知識取得と専門分野の知識習熟を目的として計画を策定し、内外部講師及び外部関係機関等の協力を得て以下を実施した。また、本年度は、日常業務の効率向上と円滑、及び能力開発に注力するため、機構内の管理業務の内容を「共通基幹業務研修」とし、「医療研究開発業務研修」の一環として実施した。 ➤ 医療研究開発業務基礎研修：全般的な基礎知識（法令、制度、倫理、開発プロセス、PPI、生物統計、研究データ活用、AI 概論等）と医療研究開発にかかる各事業分野における具体例、最新情報について、令和元年 9 月 4 日～令和元年 12 月 20 日の間に 16 回実施、1,258 名の参加があった。研修内容の代表的なものについては以下の通り。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ AI に関しては、より具体的な浸透を期して、「基礎と臨床」の両面からの研修として、消化器内視鏡分野の専門医からの「臨床の視点」と情報解析学の「情報側の視点」との取り組みにより臨床情報の画像解析が AI を精密化することによる検出率を高める取り組みについて、両観点からの研修を実施した。（2019/9/4 開催。113 名参加） ➤ 臨床研究法は導入以降の現状を研究倫理の基本ルールを交えて、医療や医学研究の発展のための規律と法制のあり方について研修を実施した。（2019/10/24 開催。83 名参加） ➤ 「医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）」については、がんを罹患された患者視点から、患者支援や診療ガイドラインについてご紹介いただいた。併せて、機構が推進する「医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）」についての取り組みを実施した。（2019/11/20 開催。113 名参加） 	<p>【能力開発研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務上で必要な知識の取得を図ることを目的に、各種研修を計画通り実施した。 	

				<p>る患者・市民参画」についての課題や展望について研修を実施した。(2019/12/20 開催。53名参加)</p> <p>➤ 共通基幹業務研修：7つの管理部門から計15回、出席者は1,079名。契約・調達実務、AMEDにおける不正行為対応、決裁・文書管理、働き方改革、利益相反、調整費の運用、サイバーセキュリティ等に係る規程、決裁ルート等の周知により、日常業務の効率化、円滑化とインシデントの抑制とリスク軽減が図られた。</p> <p>・能力開発研修参加者数：延べ2,337名</p>	
また、女性の活躍を促進するための取組を推進する。	また、女性の活躍を促進するための取組を推進する。	また、男女共同参画の観点から女性の活躍を促進するため、出産・育児や介護の際及びその前後においても職員が業務を継続できる環境を引き続き整備し、周知を図る。	<評価軸> ・女性の活躍を促進するための取組を推進したか。 <評価指標> ・女性の活躍を促進するための取組状況	<p>■女性の活躍促進、育児・介護等制度の整備</p> <p>・男女共同参画を推進するため、育児・介護にかかる休業や部分休業の制度（取得実績16件（男性1件、女性15件））、育児・介護にかかる早出遅出勤務の制度（利用実績19件（男性1件、女性18件））を促進した。</p> <p>・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、ホームページを通じて機構内外へ公表した。</p>	<p>【女性の活躍促進、育児・介護等制度の整備】</p> <p>・女性の管理職級への積極的な登用、育児・介護にかかる各種制度の利用促進を着実に実施した。</p>

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式 2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
IV-(6)	(6) 施設及び設備に関する計画							
当該項目の重要度、困難度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				
注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能								

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣の評価	
						評定	—
AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行う。	(記載事項なし)	<評価軸> ・ AMED が保有する資産については、有効活用を推進するとともに、不断の見直しを行い保有する必要がなくなったものについては廃止等を行ったか。	<主要な業務実績> 施設及び設備に関する予定がないため、実績なし。	<評定と根拠> 評定：—	実績なし	—

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報
—

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(7)	(7)職員の人事に関する計画		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
能力開発に係る研修（参加者数）			延べ611人	延べ1,369人	延べ1,927人	延べ1,888人	延べ2,337人	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			主務大臣の評価	
				主な業務実績等	自己評価			
					評定			
個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューすることにより、評価結果を賞与や昇給・昇格に適切に反映させるとともに、職員の勤労意欲の向上を図ることとする。	①人材配置 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映する。 ②人材育成 業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度を適切に運用する。	①人材配置 職員の業績等の人事評価を定期的に実施し、その結果を処遇、人材配置等に適切かつ具体的に反映する。 ②人材育成 業務上必要な知識及び技術の取得、自己啓発や能力開発のための研修制度を適切に運用する。	<評価軸> ・人材の配置に関する運用は適切か <評価指標> ・人材の配置に関する運用状況 <評価軸> ・人材の育成に関する運用は適切か。 <評価指標> ・人材の育成に関する運用状況 <モニタリング指標> ・能力開発に係る研修	<p>■人材配置</p> <ul style="list-style-type: none"> 人事評価については、適切な目標を設定し、その達成状況を多面的かつ客観的に適切にレビューする業績評価及び役職に応じて設定された行動項目に基づく発揮能力評価を計画通り適切に実施した。 評価結果は、任期制職員等について令和2年度契約更新の判断材料として用いるとともに、令和2年度の昇給、期末手当への反映を予定している。定年制職員については、平成30年度の評価結果を令和元年7月の昇給及び期末手当に反映した。なお、令和元年度の評価は、令和2年4月に業績評価及び発揮能力評価を行い、令和2年度の昇給、期末手当へ反映を予定している。 これらの評価結果について、人員配置上の更なる適切性、職員のモチベーション向上を図るため、令和2年4月以降の人事異動、昇任に反映を予定している。 適切な人材配置と共に、以下の適切な労務管理を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 職員の超過勤務状況について、月1回開催される安全衛生委員会へ報告するとともに、産業医から助言を受け対処を図った ストレスチェックを実施し、高ストレスの職員に対 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>①人事評価制度の運用・定着を図るとともに、評価結果については、契約更新の判断材料に用いるとともに職員のモチベーションの向上及び異動、昇任等に反映させた。②人材育成、業務の効率化等に資する様々な研修を開催した。③適切な労務管理のため、ストレスチェックを実施するとともに、高ストレスと評価された職員には医師による面談、カウンセリングを実施した。また毎月、長時間労働職員に対し産業医面談を実施する等適切な対応を行った。</p> <p>以上から、人材の配置、人材の育成について着実に運用し、目標を達成していると認められる。</p>			

		(参加者数)	<p>しては医師または産業医による面談、カウンセリングを実施した。</p> <p>➤ 短期集中する業務については、派遣職員を導入する等して、職員の業務軽減を積極的に図った。</p> <p>■人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効果的、効率的な実施を図るため基礎事項の周知・徹底、業務マネジメントの意識化、グローバル化に対応した計画を策定し、AMED 全体研修（基本研修）、ハラスマント、メンタルヘルスの研修、ストレス・コーピング研修、英文 E-mail 研修、安全保障輸出管理研修等を実施した。 ・職員の能力開発について、業務実施上で必要な基礎的な知識、実践的な知識取得と専門分野の知識習熟を目的として計画を策定し、実施した。 <p>➤ AI に関しては、より具体的な浸透を期して、「基礎と臨床」の両面からの研修として、消化器内視鏡分野の専門医からの「臨床の視点」と情報解析学の「情報側の視点」との取り組みにより臨床情報の画像解析が AI を精密化することによる検出率を高める取り組みについて、両観点からの研修を実施した。</p> <p>➤ 臨床研究法は導入以降の現状を研究倫理の基本ルールを交えて、医療や医学研究の発展のための規律と法制のあり方について研修を実施した。</p> <p>➤ 「医学研究・臨床試験における患者・市民参画（PPI）」については、がんを罹患された患者視点から、患者支援や診療ガイドラインについてご紹介いただいた。併せて、機構が推進する「医学研究・臨床試験における患者・市民参画」についての課題や展望について研修を実施した。</p> <p>・ 能力開発に係る研修（参加者数）：延べ 2,337 名</p>	<p>【人材配置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価及び発揮能力評価を計画通り適切に実施した。 ・評価結果は、任期制職員等の令和 2 年度契約更新の判断材料とし用いるとともに、平成 30 年度の評価結果を令和元年 7 月の昇給及び期末手当に反映した。なお、令和元年度の評価は令和 2 年度の昇給、期末手当への反映を予定している。また、人員配置上の更なる適切性、職員のモチベーション向上を図るため、令和 2 年 4 月以降の人事異動、昇任にも具体的に反映する予定である。 ・人材配置と共に、適切な労務管理を行うため、安全衛生委員会への報告やストレスチェックを実施し、産業医による助言や面談を行った。 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎事項の周知・徹底、課題となっていたグローバル化に対応した英語研修を含む各種研修を計画通り実施した。 ・職員の能力開発については、業務実施上で必要な基礎的な知識、実践的な知識取得と専門分野の知識習熟を目的として研修を計画し、これを実施した。 	
--	--	--------	---	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(8)	(8) 中長期目標の期間を超える債務負担		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
債務負担額		—	—	56,573千円	—	1,963,320千円	累積2,019,893千円	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに重要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			主務大臣による評価	
				主な業務実績等	自己評価			
					評定			
各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	中長期目標を超える債務負担について、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについては行うことがある。	中長期目標を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについては行うことがある。	<評価軸> ・債務負担額は適切か。 <評価指標> ・中長期目標期間を超える債務負担額の状況	<主要な業務実績> ■中長期目標期間を超える債務負担額の状況 ・中長期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行っている。	<評定と根拠> 評定：B 中長期目標期間を超える債務はあるが、いずれも毎年度予算措置される運営費交付金の範囲で賄えるものと考えており、資金計画にも影響はない。 【中長期目標期間を超える債務負担額の状況】 ・中長期目標期間を超える債務はあるが、いずれも毎年度予算措置される運営費交付金の範囲で賄えるものと考えており、資金計画にも影響はない。			

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—(9)	(9) 機構法第17条第1項に規定する積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
前中長期目標期間繰越積立金の取崩額		—	—	—	—	—	—	

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の主な実績等・自己評価			
				主な業務実績等	自己評価	主務大臣による評価	
						評定	
各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因等を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うこととする。	前期中長期目標の最終年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法に定める業務の財源に充てる。	前期中長期目標の最終年度における積立金残高のうち、主務大臣の承認を受けた金額については、AME D法に定める業務の財源に充てる。	<評価軸> ・積立金の活用は適切か。 <評価指標> ・積立金の活用状況	<主要な業務実績> ■積立金の活用状況 ・前中長期目標期間繰越積立金はないため、実績なし。	<評定と根拠> 評定：— ・実績なし。		

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

特になし。